

# 変動金利型定期預金

平成25年1月4日現在

1. 商品名	・変動金利型定期預金
2. 販売対象	・法人および個人の方
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人 定型方式：1・2年 満期日指定方式：1ヶ月超2年未満</li> <li>・個人 定型方式：1・2・3年 満期日指定方式：1ヶ月超3年未満</li> </ul> <p>定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続）のお取扱いができます。但し、元利金の自動継続はできません。</p>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・100円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払出方法	・満期日以降、一括支払いします。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法  (3) 付利単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利</li> <li>・預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示利率を約定利率とし、預入日から6ヶ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金（M型）6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。</li> <li>・自動継続後の利率は、継続日の店頭表示利率を適用いたします。</li> <li>・満期日以後の利息は、払出日または継続日の「普通預金利率」によって計算します。</li> <li>・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する6ヶ月ごとの応当日）以後および満期日以後に分散して支払います。 尚、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日の前日までの日数および当金庫所定の中間利払利率により計算します。</li> <li>・1円（日割計算）</li> </ul>
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の方：分離課税（国税15%、地方税5%） 但しマル優適用分を除きます。</li> <li>・法人の方：総合課税 但し、分離課税は2013年から以下の通り変更となります。 2013年1月1日～2037年12月31日まで 国税15.315%、地方税5%（但しマル優適用分を除きます。）</li> </ul>

8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さまの場合 マル優のお取扱いができます。</li> <li>自動継続扱いのものは総合口座のお取扱いができます。但し、貸越限度額は200万円です。(貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%、上乗せしたものです。)</li> </ul>
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および当金庫所定の中間利払掛日により計算した利息の合計額(期日前解約利息)をお支払いいたします。</li> </ul>
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください</li> </ul>
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>&lt;苦情処理措置&gt; 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営監査部(9時~17時、電話:03-3617-0548)にお申し出ください。</p> <p>&lt;紛争解決措置&gt; 東京弁護士会(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営監査部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
13. その他参考になる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。</li> <li>預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> <li>・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> </ul>